

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="margin: 0;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目 次		ページ
告 示		
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課)	1
◎高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の名称の変更の届出	(林業環境政策課)	1
◎告示（林業労働力確保支援センターの指定）の一部改正	(森づくり推進課)	1
◎林業労働力確保支援センターの名称の変更の届出	(〃)	1
◎高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の名称の変更の届出	(〃)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出	(漁業管理課)	1
○地籍調査の事業計画の一部変更	(用地対策課)	2
○道路の区域変更（2件）	(道 路 課)	2
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正	(港湾・海岸課)	2
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出	(会計管理課)	3

告 示

高知県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地
-------	-----------	-------------

	たる事務所の所在地	並びにサービスの種類
平成25年9月1日	有限会社ケアコミュニケーション 高知市瀬戸二丁目13番47号	デーサービスセンター花みずき 土佐郡土佐町土居1057番地 通所介護
〃	株式会社介護塾 高知市神田1821番地1	ヘルパーの介護塾 吾川郡仁淀川町土居甲921番地2 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	有限会社ケアネットサービス 室戸市佐喜浜町3589番地1	居宅介護支援事業所あおい 室戸市佐喜浜町3589番地1 居宅介護支援事業
平成25年9月3日	株式会社D&H 高岡郡中土佐町久礼6425番地1	リハビリデイサービス元 気屋本舗 高岡郡中土佐町久礼6425番地1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第599号

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第20条第2項の規定により高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立甫喜ヶ峰森林公園
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
(変更前) 社団法人高知県山林協会
(変更後) 一般社団法人高知県山林協会
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市伊勢崎町8番24号
- 4 変更年月日
平成24年7月2日

高知県告示第600号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により

平成18年3月1日から香美郡土佐山田町、同郡香北町及び同郡物部村を廃し、その区域をもって香美市を設置したことに伴い、林業労働力確保支援センターの事務所の所在地の変更があったので、平成17年4月高知県告示第328号（林業労働力確保支援センターの指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

表中「香美郡土佐山田町大平80番地」を「香美市土佐山田町大平80番地」に改める。

高知県告示第601号

林業労働力の確保に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第3項の規定により林業労働力確保支援センターから名称について変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更前及び変更後の林業労働力確保支援センターの名称
(変更前) 財団法人高知県山村林業振興基金
(変更後) 公益財団法人高知県山村林業振興基金
- 2 林業労働力確保支援センターの住所
高知市本町四丁目1番35号
- 3 林業労働力確保支援センターの事務所の所在地
香美市土佐山田町大平80番地
- 4 変更年月日
平成25年4月1日

高知県告示第602号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第2項の規定により高知県立森林研修センター研修館の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立森林研修センター研修館
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
(変更前) 財団法人高知県山村林業振興基金
(変更後) 公益財団法人高知県山村林業振興基金
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市本町四丁目1番35号
- 4 変更年月日
平成25年4月1日

高知県告示第603号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、

で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

香南市 松下 輝 喜
 〃 山 崎 強 志
 〃 北 村 政 志

(2) 加入区の名

香南加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年10月8日から同月23日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合吉川支所

高知県告示第604号

平成25年5月高知県告示第343号で告示した平成25年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	四万十市	四万十市鍋島、竹島、有岡、中村大橋通三丁目、中村大橋通四丁目、中村大橋通六丁目、中村、中村羽生小路、右山元町一丁目、右山、大屋敷及び常六の各一部	平成25年度中
変更後		四万十市鍋島、竹島、有岡、中村大橋通三丁目、中村大橋通四丁目、中村大橋通六丁目、中村、中村羽生小路、右山元町一丁目、右山、大屋敷、常六及び初崎の各一部	

変更前	香南市	香南市夜須町手結山、夜須町出口及び夜須町西山の各一部	〃
変更後		香南市夜須町手結山、夜須町出口、夜須町西山、野市町中ノ村、野市町中山田及び野市町東野の各一部	
変更前	北川村	安芸郡北川村平鍋及び島の各一部並びにニタ又	〃
変更後		安芸郡北川村平鍋、島及び久木の各一部並びにニタ又	

高知県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村和田字榎平819番1から安芸郡北川村和田字寺谷口北610番1まで	前	5.4 } 7.5	126
	後	10.0 } 20.0	145

安芸郡北川村和田字榎平819番1から安芸郡北川村和田字寺谷口北610番1まで	B	5.4 } 7.5	126
--	---	--------------	-----

高知県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸269番8から香美市土佐山田町佐古藪字サマノシン387番1まで	前	6.0 } 9.9	138
	後	7.4 } 22.5	128
香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸266番5から香美市土佐山田町佐古藪字サマノシン387番1まで	B	8.3 } 17.9	66

高知県告示第607号

昭和51年2月高知県告示第111号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月8日

<p style="text-align: center;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>本文中「運輸省」を「国土交通省」に改める。 区域を次のように改める。</p> <p>区 域</p> <p>1 奈半利地区</p> <p>次の基準点1、基点1から基点14まで、補助点14'、補助点8'、補助点7'、補助点5'、補助点1'及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基準点1 安芸郡奈半利町1904番5須川橋右岸下橋台標点 基点2 基準点1から方位角293度35メートルの地点 // 3 基点2から方位角347度425メートルの地点 // 4 基点3から方位角14度169メートルの地点 // 5 基点4から方位角344度197メートルの地点 // 6 基点5から方位角319度354メートルの地点 // 7 基点6から方位角308度388メートルの地点 // 8 基点7から方位角303度634メートルの地点 // 9 基点8から方位角13度107メートルの地点 // 10 基点9から方位角359度240メートルの地点 // 11 基点10から方位角300度533メートルの地点 // 12 基点11から方位角209度233メートルの地点 // 13 基点12から方位角302度9メートルの地点 // 14 基点13から方位角210度72メートルの地点 補助点1' 基準点1から方位角270度230メートルの地点 // 5' 基点5から方位角259度270メートルの地点 // 7' 基点7から方位角180度264メートルの地点 // 8' 基点8から方位角260度380メートルの地点 // 14' 基点14から方位角210度310メートルの地点</p> <p>2 田野地区</p> <p>次の基点15から基点17まで、補助点17'、補助点16'、補助点15'及び基点15の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点15 安芸郡田野町中島南2703番14地先基点 // 16 基点15から方位角297度490メートルの地点 // 17 基点16から方位角289度955メートルの地点（安芸郡田野町西海浜2738番6） 補助点15' 基点15から方位角215度330メートルの地点 // 16' 基点16から方位角180度350メートルの地点 // 17' 基点17から方位角193度300メートルの地点</p> <p>高知県告示第608号 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成25年10月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名</p> <p>(変更前) 高知市本町四丁目1番24号 高知県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 浜田 幸雄</p> <p>(変更後) 高知市北御座2番27号 高知県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 浜田 幸雄</p> <p>2 変更承認年月日 平成20年10月14日</p>	
---	--	--